

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	市立郡山南小学校廊下改修工事
2 工 事 場 所	大和郡山市柳町地内
3 工 事 期 間	着工の日から令和8年3月31日まで
4 工 事 概 要	建築改修工事 一式 解体工事 一式
5 事業担当課	事業担当課：教育総務課 業務担当課：入札検査課（施設整備室）
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年5月20日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 教育総務課 質 問 回 答 日 令和7年5月22日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

特記仕様書（建築編）

第1条 市立郡山南小学校廊下改修工事の施工にあたっては、設計図書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕（ホームページ「官庁営繕の技術基準」参照）によるものとする。

第2条 各仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図るものとする。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 総合施工計画書の提出

総合施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体系図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
コンクリート塊	(有)日出産業	3.4km	8:00～17:00 休止（日曜・祝日）	中間 （破碎）
アスファルト塊	同上	同上	同上	同上
廃プラスチック類 石膏ボード類 陶磁器くず	(株)中和営繕	21.2km	8:00～15:30 休止（土日・祝日）	中間 （破碎・圧縮）
ガラスくず 繊維くず	(有)大志	19.0km	8:00～17:00 休止（日曜・祝日）	中間 （破碎）
アスベスト含有材	(株)南都興産	33.5km	8:00～16:00 休止（日曜・祝日）	最終 （管理）
建設発生土	(株)大起環境	14.7km	8:00～16:30（平日） 8:00～16:00（土曜） 休止（日曜・祝日）	

- （３）建設工事請負契約書「６ 解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（２）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。
- （４）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。
 なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。
- （５）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促

進]（計画・実施）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

- (6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。
- (7) 本工事の施工により産業廃棄物税の対象となる発生材を処分する場合は、搬出時に産業廃棄物税相当額を**最終処分場業者**に支払うこと。
- (8) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
図示	1名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	延べ150名

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

- (2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 官公庁等への手続き等

本工事は、有資格者等による石綿事前調査を実施し、石綿事前調査結果報告システムにより申請を行うこと。

また、工事打合せ簿等にて監督職員へ申請（登録）完了の報告を行い、監督職員又は検査職員より請求があった場合には登録内容を提示しなければならない。

9. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10. 各種保険及び退職金制度について

- (1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

- (1) 再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生C R，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20k mの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ. に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提

出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

- (2) レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

第3章 施 工

1. 施工一般事項

- (1) コンクリートの養生期間については、監督職員と協議の上、全体工程を決定すること。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリンズ(CORINS) への登録

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書〔最新版〕のとおり。

第5章 そ の 他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

2. 工事用地等の使用

3. 一般事項

(1) 住民対策

イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。

ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。

ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。

- ニ．現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
 - ホ．作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
 - ヘ．トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
 - ト．工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
 - チ．道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
 - リ．舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
 - ヌ．個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
 - ル．交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
 - フ．苦情・事故・要望・対処等の事実、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- (2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

4. その他留意事項

- ・本現場は小学校敷地内であり、施設併用改修であることから、学校と十分協議の上施工すること。なお、施工時間は原則、授業の行っていない時間とする。
- ・児童、職員、保護者等の第三者の通行が多いため、工事区画や安全通路の明示、工事車両の通行経路など施工計画書を提出し、学校と十分協議の上施工すること。また、落下物防止や現場周辺の整理整頓を徹底すること。
- ・現場の入退場時間を通学時間や休み時間と重ならないように学校と協議の上施工すること。また、搬入出時間については、事前に通知し、交通誘導員を配置して行うこと。
- ・学校の行事等に対応し施工を行うこと。
- ・工事で生じた破損は補修または交換を行い、請負者の負担で現状復旧を行うこと。
(工事場所以外を含む。)
- ・廊下拡幅工事が完了した際は、早急に建築確認の完了検査を受検すること。
また、廊下拡幅工事が完了していなければ、渡り廊下の解体工事に着手することが出来ない。
- ・消火栓等の移設工事が完了した際は、早急に消防検査を受検すること。
また、消火栓等の移設工事が完了していなければ、渡り廊下の解体工事に着手することが出来ない。

(別紙)

令和6年6月21日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部		○		○			○	○
	奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○			○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建设 (株)	葛城市中戸39番地			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(有) 北大和開発	上牧町大字上牧4666番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向潤2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化処理すること(車両搭載型攪拌固化機)		○	○	○	○			○
(株) 中和宮繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワビリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和6年6月21日 以降 産業廃棄

(別紙)

令和7年4月1日 以降 建設発生土受入業者一覧

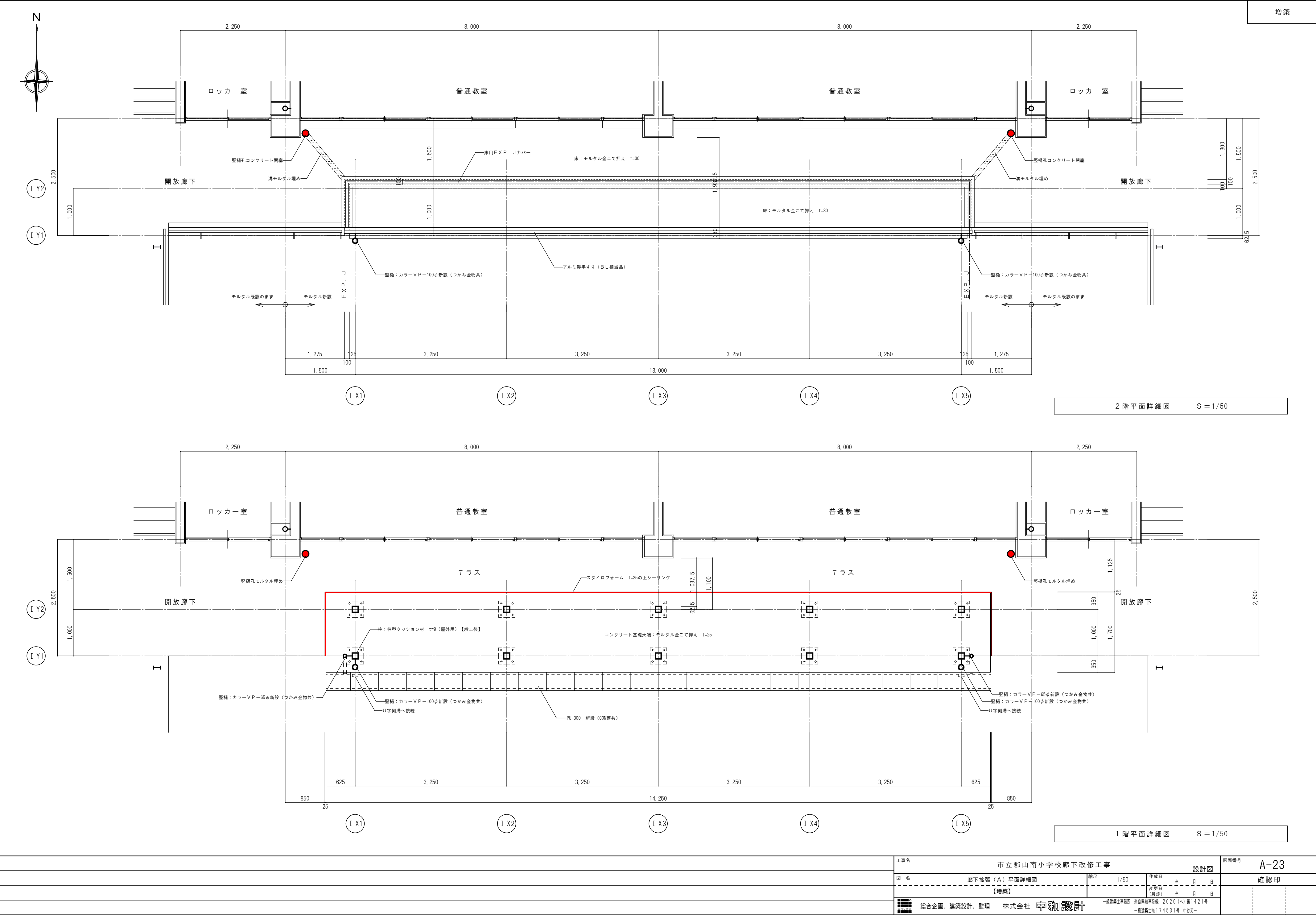
会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設 (株)	奈良市上深川町655-1他6
森高建設 (株)	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869－1外4筆 奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産 (株)	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市條331
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設 (株)	桜井市赤尾285,浅古477番1
(株) 中和営繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設 (株)	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発 (株)	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野稲戸442番地 他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小椋615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

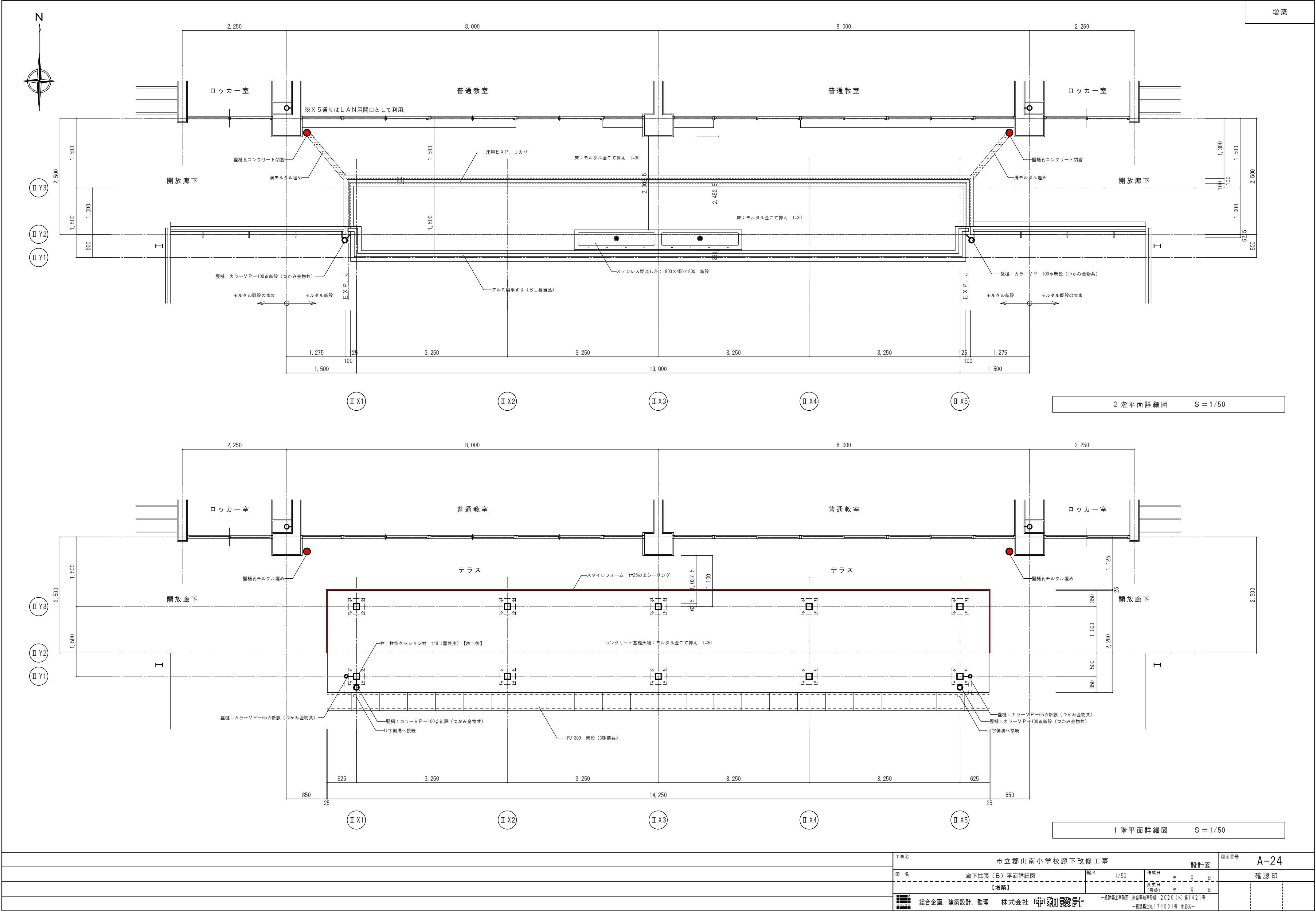
・ 一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和7年4月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。

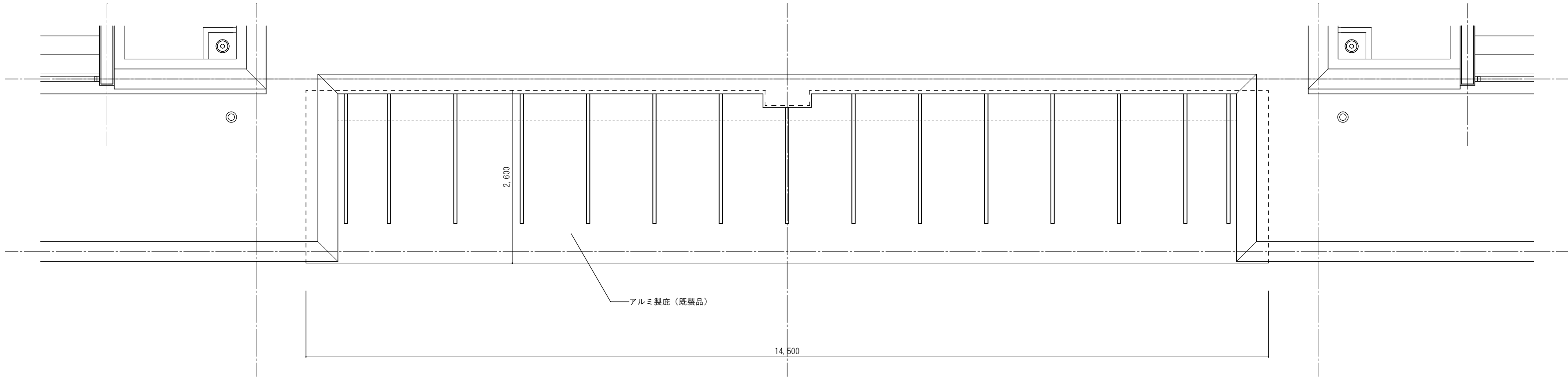
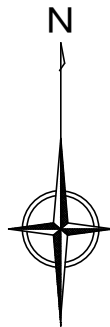
市立郡山南小学校廊下改修工事 設計図

設計 株式会社 中和設計

||
||
||

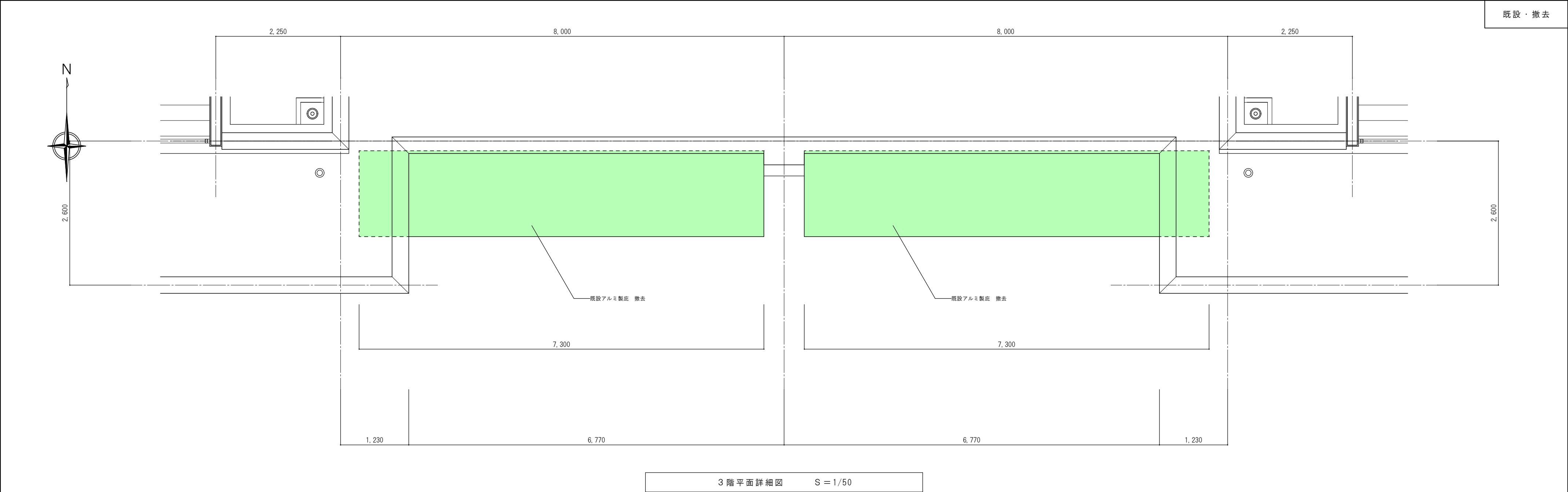






3 階平面詳細図 S = 1/50

工事名				市立郡山南小学校廊下改修工事		設計図		図面番号	A-25
図 名				廊下拡幅	3 階平面詳細図	縮尺	1/50	作成日	年 月 日
				【増築】				実測日	年 月 日
								確認印	



工事名 市立郡山南小学校廊下改修工事				図面番号 A-34	
図名 バルコニー平面詳細図(2)		縮尺 1/50	作成日 年 月 日	確認印	
設計者 総合企画、建築設計、監理 株式会社 中和設計		一般建築士事務所 奈良県知事登録 2020(へ)第1421号			
		一般建築士 174531号 中谷芳一			

